

ドイツにおける防疫措置

(ザールラント州における制限措置の一部緩和及びリスク地域からの入域者に対する措置)

2020年6月27日

在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

- ザールラント州政府は、6月29日以降、ドイツ国内のリスク地域から同州へ入域する者への宿泊サービスの提供禁止を決定しました。
- また同州政府は、同じく6月29日から有効となる、制限措置の一部緩和を決定しました。

【本文】

1. ザールラント州政府は州令を改正し、6月29日以降、州内のホテルやキャンプ施設等に対して、ドイツ国内のザールラント州外でリスク地域とされる市郡から同州に入域する者またはその市郡に住居を有する者について、宿泊サービスを提供することを禁止しました。リスク地域については、同州への入域日から過去7日間のうちに、ロベルト・コッホ研究所が発表する人口10万人あたりの新規感染者数が50人を超えた市郡とされています。禁止の例外として、2日以内に発行された診断書で新型コロナウイルスへ感染していないことが証明できる場合、職業・医療上の理由で同州での滞在が必須である場合、その他家族の訪問等の場合等が定められています。

2. 同州の改正州令における、制限措置の緩和にかかる主な内容は以下のとおりです。これらの措置も6月29日から有効となります。

(1) 350人までが参加する屋外行事及び150人までが参加する屋内行事が実施可能となります。参加者が20人を超える行事については各地の警察当局への事前届出が必要です。

(2) シーシャ・バーの営業が再開可能となります。

(3) 接触のあるスポーツについて、最大10人までで実施可能となります。

(4) 高齢者施設・介護施設等における訪問について、入居者1名あたり1日親族2人までの訪問を受けることが可能となります。

(5) 小売店等において、これまで施設内10平方メートルあたり1人までとされていた入場制限について、5平方メートルあたり1人まで入場可能となります。

(6) レストラン等飲食店やホテル等の宿泊施設においては、施設面積による入場制限の規則は撤廃されず（間隔ルール等は引き続き維持されます）。

3. 今般の改正州令は当面7月12日まで有効となります。

4. 詳細は、州政府発表及び州令テキスト（いずれも独語）をご確認ください。

(1) 州政府発表

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-06-26-lockerungen-aenderungen.html

(2) 州令テキスト

<https://corona.saarland.de/DE/service/massnahmen/verordnung-stand-2020-06-26.html>

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-image-0

■在ドイツ日本国大使館ホームページ（新型コロナウイルスに関する最新情報）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp